

介護職員等特定処遇改善加算の届出上の注意点について

令和元年 1 1 月 1 5 日
福島県高齢福祉課

1 提出書類

○別紙添付書類等チェックシートのとおり

- ・提出先の指定権者に必ず提出書類をご確認ください。
- ・計画書と併せて「介護給付算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」を合わせてご提出ください。
- ・現行加算との様式の統合が検討されているため、予告なく様式が変更となる場合がありますので、HP 等を確認のうえご提出ください。

2 提出期限

○加算算定開始しようとする月の前々月末まで

- ・例えば、R2. 1 月から算定開始する場合は R1. 11 月末まで
→年度途中であっても算定を開始することは可能です。
- ・年度毎に計画書の作成が必要なため R2 年度も算定を行う場合は、R2. 2 末までにご提出ください。

3 提出先

○加算するサービスの指定を受けている指定権者（県・中核市・市町村）

- ・県指定の事業所の場合は、所在地を所管する出先機関にご提出ください。
なお、複数の出先機関に跨って事業所を運営しており、法人一括で計画書を作成した場合は、いずれかの出先機関に提出することで差し支えありません。
- ・複数指定権者にまたがる事業所を法人一括で作成した場合でも、それぞれの指定権者に対して計画書の提出が必要です。

4 計画書作成上の留意点（これまで出された計画で多い指摘等）

○経験・技能のある介護職員の設定について

- ・介護福祉士資格を有しないものを経験・技能のある介護職員のグループに分けている。
→介護福祉士資格を有していることが前提です。
- 事業所の裁量となるのは、経験・技能を有することの判断についてです。
- 事業所に介護福祉士がいない場合や介護職員間における経験・技能に明らか
な差がない場合などは、このグループを設定しないこと自体は可能です。

・「経験・技能のある介護職員」を設定しない理由に、「小規模事業所等で加算額が少額」とした理由を記載している。

→当該理由は月額8万円以上の改善又は年額440万円以上の賃金を設定できない理由であって、**経験・技能のある介護職員を設定しない理由としては不適切**です。

→**経験・技能のある介護職員を設定したうえで、月額8万円以上の改善又は年額440万円以上の賃金を設定できない理由を整理**してください。

○月額8万円又は年額440万円以上の賃金の者を設定できない理由について

・取得見込の加算額を見ると「事業所数に応じた人数×月数×8万」以上の額が見込まれているのに、加算額が少額であるとの理由が記載されている。

→加算額が少額とは言えませんので、**職員全体の賃金水準が低く直ちに一人の賃金を上げることが困難など、その他合理的な理由を整理**してください。

○賃金改善実施期間について

・賃金改善実施期間はR1.10～R2.3で設定されているのに、「賃金改善を行う賃金項目及び方法」の欄（自由記載欄）には、R2.6に賞与で支給するとある。

→原則として賃金改善実施期間は加算算定期間と同期間が想定されますが、**次の①～③の要件を満たせば、例えばR2.1～R2.6など期間をずらすことは可能ですので、適切な時期を設定**してください。

①月数は加算月数と同じ

②加算算定月の初月から当該年度の加算支払終了月の翌月までの連続する期間（例）R1年度については、R1.10～R2.6の間の連続6月間）

③各年度の賃金改善実施期間が重複しないこと

5 各種規程等

○「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年4月12日付け老発0412第8号厚生労働省老健局長）

○「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成31年4月12日）」

○「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（令和元年7月23日）」

○「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）（令和元年8月29日）」

以上の資料は高齢福祉課介護保険関係のページに掲載されていますので、必ずご確認ください。<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/tokuteikasan.html>